第22期 第14回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

- **1. 日 時** 令和 5年 2月 27日 (月) 14:30~15:14
- 2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)
- 3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名 福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名 福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名 福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業、区画漁業の漁場計画案について(答申) 資料1

(主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

これまでの審議結果及び公聴会の結果を踏まえて、原案どおりの内容で漁場計画を樹立することが適当であると国に答申することとなった。

(2) 福岡県有明海区における共同漁業、区画漁業の漁場計画案について(答申) 資料 2 (主な質疑や意見)

特になし。

(審議結果)

これまでの審議結果及び公聴会の結果を踏まえて、原案どおりの内容で漁場計画を樹立することが適当であると県に答申することとなった。

(3) 福岡県漁業調整規則改正について(諮問)

資料3

(説明)

漁業管理課から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員:現在、漁業権が放棄されている場所は、今後も漁業権自体は放棄地域ということで変わらないか。

県 :変わらない。

委員:これまで慣例として漁業者も一般の人も採捕されていたということだが、一般 の人は結構採られていたのか。

県 :漁業権除外されていた区域では漁業権が設定されていないため、遊漁者も採捕 していた。 委員:そのような人は、今度は採れなくなるのか。

県 : そうである。

委員:それに関する周知は。

県 :一般の人は生業でなくあくまでも遊びとして採捕しているため、許可漁業にするにあたり、トラブル防止のため基本的には漁業者のみに許可しない形で整理

する予定。

(審議結果)

原案のとおり福岡県漁業調整規則を一部改正することが適当であると県に答申することとなった。

(4) 会長、副会長の互選について(協議)

資料4

(説明)

事務局から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員:会長は引き続き半田会長に、副会長は梅﨑委員にお願いしたい。

全委員: 賛成。

(審議結果)

海区漁業調整委員会規定に基づく互選の結果、半田会長及び梅﨑副会長が選任された。

(5) 第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会について(報告)

資料5

(説明)

事務局から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

特になし。

(6) ノリ養殖の概況について(報告)

資料6

(説明)

有明海研究所から資料6に基づき、説明がなされた。 その他

(主な質疑や意見)

特になし。

(6) その他

特になし。